

○厚生労働省告示第二百十五号

薬事法（昭和三十五年法律第四百十五号）第四十九条第一項の規定に基づき、薬事法第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品（平成十七年厚生労働省告示第二十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年七月一日

厚生労働大臣 細川 律夫

(116)	第八号中 エソメプラゾール	(256)を (259)とし、 (114)から (255)までを (117)から (258)までとし、 (113)を (115)とし、 その次に次のように加える。
(261)	第八号中 経口弱毒生ヒトロタウイルスワクチン	(766)を (770)とし、 (258)から (765)までを (262)から (769)までとし、 (257)を (260)とし、 その次に次のように加える。
(772)	第八号中 ボリノスタット	(790)を (795)とし、 (768)から (789)までを (773)から (794)までとし、 (767)を (771)とし、 その次に次のように加える。
(797)	第八号中 ミラベグロン	(861)を (867)とし、 (792)から (860)までを (798)から (866)までとし、 (791)を (796)とし、 その次に次のように加える。
(869)	第八号中 リナグリプチン	(910)を (917)とし、 (863)から (909)までを (870)から (916)までとし、 (862)を (868)とし、 その次に次のように加える。

- | | | |
|------|---------------------------------|---|
| (68) | 第八号中
アログリプチン安息香酸塩・ピオグリタゾン塩酸塩 | (95)を(96)とし、
(68)から(94)までを(69)から(95)までとし、
(67)の次に次のように加える。 |
| (98) | 第八号中
インダカテロール | (112)を(114)とし、
(97)から(111)までを(99)から(113)までとし、
(96)を(97)とし、その次に次のように加える。 |